

# 家計急変採用

予測できない事由により**家計が急変**し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援する必要がある場合

➡ 急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば**支援対象**に

## 概要

### ① 申込資格

家計を急変させる特定の事由が生じた者のうち要件を満たす者

### ② 申込時期 ※例外有

随時（急変事由発生日から**3か月以内**）

### ③ 支給始期

随時（急変事由発生日から**4か月目以降**）

### ④ 対象所得

急変事由が生じた後の**見込所得**  
（給与明細や帳簿により確認）

### ⑤ 適格認定(家計)

**3か月毎**に実施

- ※認定結果に基づき支援区分を見直し
- ※急変事由発生から15か月経過後は1年毎に

## 家計急変の事由

### 事由

- A: 生計維持者の一方（又は両方）が**死亡**
- B: 生計維持者の一方（又は両方）が**事故又は病気**により、半年以上就労が困難
- C: 生計維持者の一方（又は両方）が「**失職**」（非自発的失業に限る。**自己都合退職は不可**）
- D: 生計維持者が**震災、火災、風水害等に被災**した場合であって、次のいずれかに該当
  - ①上記A～Cのいずれかに該当
  - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

✓ 学業成績及び学修意欲、資産額など、その他の要件については**通常の申込と同様**

## ※申込時期の例外

- ✓ 家計急変の事由が**進学（進級）前の2019年1月以降、2020年3月以前**に発生していた場合は**進学（進級）後2か月以内**に申し込むことが必要